

令和3年8月20日

一時預かり事業
ご利用の保護者の皆様へ

千葉市こども未来局こども未来部
幼保運営課長

一時預かり事業の登園自粛要請について

日頃より、本市保育行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言後の一時預かり事業について、定期利用は通常通り利用可能、不定期利用については、就労や通院・入院等のやむを得ない事情のみの利用としております。

しかしながら、在籍児童や職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された市内の保育園・認定こども園等は週を追うごとに増加し、8月1日以降、陽性確認は80園を超え、1日以上臨時休園している園は約40園となっております。また、臨時休園の中にはクラスターと認定される事例が6園含まれるなど、園内の感染防止対策を徹底してもなお、かつてない勢いで感染が急速に拡大している状況です。

つきましては、感染拡大防止の徹底を図るため、一時預かり事業の利用について、以下のとおりといたしますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 定期利用

- ・ 感染拡大防止を徹底した上で通常どおり実施としますが、更なる感染拡大防止のため、可能な範囲で、お子さんの登園を控えるよう要請します。
- ・ 保育が必要な理由は様々であり、個々の家庭により事情は異なりますが、ご家庭での保育が可能な場合は、ご家庭での保育にご協力ください。

2 不定期利用

- ・ 就労や通院・入院等のやむを得ない事情のみの利用として下さい。
また、お子さんや保護者の方等が新型コロナウイルスに感染や濃厚接触者となった場合は、速やかに利用園へお知らせください。
- ・ それぞれの事情に応じた対応をお願いします。

(裏面あり)

3 登園自粛要請期間

令和3年8月23日（月）～ 緊急事態宣言期間終了まで

4 保育料の減額について

（1）定期利用

登園を自粛いただいた日数分の保育料は、日割り計算を行います。利用料の返還等については、利用する各園へお問い合わせください。また、返還を受ける際は、受領書等の発行をお願いいたします。

（2）不定期利用

1日もしくは半日単位での利用のため、減額対象外とします。

5 その他

- 登園前に検温し、健康状態の把握に努めていただき、お子さんやご家族に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は利用を控えてください。
また、登園後、発熱等の症状がみられた場合は、速やかに保護者の方に連絡しますので、かかりつけ医等を受診してください。
- 今後、国等からの方針が発せられ、対応を変更する場合は、その都度お知らせします。

お問い合わせ先

千葉県子ども未来局子ども未来部
幼保運営課助成第1班
電話：043-245-5729